

赤ちゃんが生まれたら

ご出産おめでとうございます。いよいよこれから可愛いお子さんとの生活がスタートします。生まれてからしばらくは様々な手続きをしたり、健診、予防接種などが盛りだくさん。しっかりチェックしておきましょう。

出生届を提出しましょう

問い合わせ先 町民税務課 TEL 33-3001

赤ちゃんが生まれたら、病院から「出生証明書(出生届)」をいただき、生まれた日を
含め14日以内に届出をしてください。

◆届出先

父母の本籍地または所在地、もしくは生まれた場所の
いずれかの市区町村

◆届出に必要なもの

出生証明書、母子健康手帳



※蔵王町に住民登録する場合、子ども医療費助成や児童手当の手続き等もありますので、各項目をあわせてご覧ください。

子ども医療費助成

問い合わせ先 町民税務課 TEL 33-3001

子育て家庭を応援し、蔵王町の未来を担う子どものすこやかな育成を図るため、医療費の自己負担額を助成するものです。(所得制限なし)

◆助成対象

蔵王町に住所を有する児童等で出生～18歳到達後の最初の年度末まで

◆助成内容

医療保険適用分全額

※ただし県外で受診の場合は申請方法が異なりますのでお問い合わせください。

◆手続きに必要なもの

印鑑、対象児童の健康保険証、申請者(保護者)名義の預金通帳もしくはキャッシュカードのコピー、個人番号カード(父母及び児童)、来庁される方の身分証明書

出産育児一時金

問い合わせ先 町民税務課 TEL 33-3001

蔵王町の国民健康保険に加入している方が出産したとき（妊娠12週(85日)以上の死産、流産も含む）に出産育児一時金を支給します。

◆支給額

出生児1人につき 500,000円

◆届出先

町民税務課

※蔵王町の国保以外の方は勤務先の健康保険担当へお問い合わせください。



児童手当

問い合わせ先 子育て支援課 TEL 33-2122

家庭内における生活の安定と次世代の社会を担う子どもの成長を応援することを目的として支給するものです。

◆対象者

出生から高校修了（高校3年生）までの子どもを養育されている方

◆支給内容

年6回(偶数月)

対 象 年 齢	支 給 額
3歳未満	15,000円（ただし第3子以降は30,000円）
3歳以上～高校修了前	10,000円（ただし第3子以降は30,000円）
中学生	10,000円

◆手続きに必要なもの

健康保険証（受給対象者のもの）、申請者名義の金融機関の通帳のコピー、
個人番号カード

* 児童と別居している場合は、児童の個人番号カード

* 公務員の方は、勤務先に申請してください。

未熟児養育医療給付

問い合わせ先 子育て支援課 TEL 33-2122

蔵王町に住所を有する未熟児で、指定医療機関の医師が特別な医療が必要と認めた場合、母子保健法に基づき医療費の給付を行い、保護者の経済的負担を軽減するものです。

※あわせて、子ども医療費助成の申請が必要となります。

◆対象者

出生体重2,000g以下または医師が入院養育の必要を認めた乳児

◆申請期間

退院後の申請は認められませんので、お子さんの入院中に申請してください。

◆手続きに必要なもの

個人番号カード、健康保険証、市町村民税課税証明書（同居者全員）または
町民税等調査同意書、医師の意見書（用紙窓口配布）、振込先口座の通帳の
写しなど。

MEMO

すこやか養育助成金

問い合わせ先 子育て支援課 TEL 33-2122

この助成金は、蔵王町に生まれたお子さんを祝福し、保護者の子育てを支援することを目的としています。

◆支給対象者

下記のすべてに該当する方

- ①出生後初めての住民基本台帳の記録が蔵王町にされた子が3人以上いる保護者
- ②町内に定住を前提とすること(返還要件があります。)
- ③保護者が町内に住所を有した日が、出生した子が生まれた日から6か月以上前の日であり、継続して蔵王町に居住していること(町内に住所を有した日が、子が生まれた日から6か月以内の場合は、継続居住期間が6か月を超えた時点で申請可能)

◆助成金額

第3子以降の子 40万円

◆支給時期

申請のあった翌月末

◆手続きに必要なもの

戸籍謄本(出生した子の戸籍の記載が完了後のもの)

保護者名義の預金通帳もしくはキャッシュカードのコピー、印鑑

◆支給制限

町税等の滞納がある場合、行政サービス制限の対象となります。



産婦健康診査

問い合わせ先 保健福祉課 TEL 33-2003

産後間もない時期の産婦さんのところとからだの健康状態を把握するため、産後2週間頃と産後1か月頃の産婦健康診査2回分の費用を助成しています。

県外の医療機関で産婦健診を受診された方は、受診時に費用を一旦お支払いいただき、後日、保健福祉課に申請してください。

産後ケア事業

問い合わせ先 保健福祉課 TEL 33-2003

産後の疲労回復や育児に不安等のある家庭を支援するため、医療機関等において、母体の回復のための支援や育児指導、相談等のサービスを行います。

◆対象者

蔵王町に住所があり、産後1年未満の産婦さんで産後ケアを必要とする方

※医療を必要とした入院の場合は対象となりません。

※産後ケア事業を希望する方は、保健福祉課までご連絡ください。

